

サイバー安全保障分野における早急な法整備を求める緊急決議

令和5年12月19日
自由民主党
政務調査会
経済安全保障推進本部
安全保障調査会
デジタル社会推進本部

サイバー空間における脅威の高まりに対する強い危機感を踏まえ、我が国では、昨年策定された国家安全保障戦略において、「サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」「サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する」「サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る」等を明記した。しかしながら、政府における具体的な法整備等の措置が行われないまま、既に約1年が経過している。

この間も、国内でも、JAXA（宇宙航空研究開発機構）へのサイバー攻撃の発覚、港湾や医療機関、政府や自治体等を狙ったサイバー攻撃等が増加の一途をたどり、サイバー空間における脅威は、国家安全保障戦略策定時の1年前よりも更に増大していることは確実な情勢である。

米国の元政府高官による「日米同盟の最大の弱点はサイバー防衛」との発言もあった。日米同盟強化やファイブアイズのインテリジェンスコミュニティとの連携など、同盟国・同志国等との信頼を確保する観点からも、サイバー安全保障に関する法的基盤や体制を早急に整備する必要があることは火を見るより明らかである。

政府においては、国家安全保障戦略に記載した法的論点について、現在政府内で議論を進めていると認識しているが、議論の進捗は全く表面化しておらず、関係者からの危惧や懸念の声がピークに達しつつある。

具体的な対応が遅れば、当然それに比例してリスクは高くなる。我々は手をこまねいている暇はない。政府に対し、国家安全保障戦略に明記したサイバー安全保障分野に関する法整備等について対応を加速させるとともに、具体的な議論を行うための専門家会合会議の早期開催及び、次期通常国会への法案提出を、ここに強く求める。

以上